

令和3年10月13日
総合政策局社会資本整備政策課

国土交通省のインフラ長寿命化に関する取組状況を取りまとめました ～インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップ結果（令和2年度末時点）～

国土交通省では、平成26年5月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（計画期間：平成26年度～令和2年度）を策定し、管理・所管するインフラの戦略的な維持管理・更新に向けた取組を推進してきました。

この度、令和2年度末時点の取組状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

【ポイント】

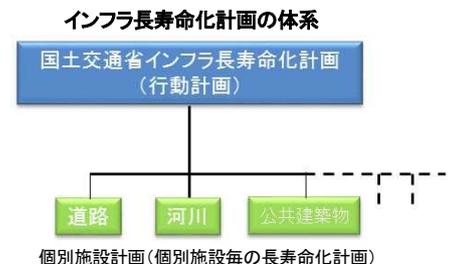
1. 個別施設計画の策定状況（P9、P10）

政府の方針に基づき策定することとしている個別施設計画^{※1}は、7分野において計画の策定が完了しました。

一方、6分野^{※2}では未策定の施設が残っており、早期の策定完了に向けた取組を引き続き促進してまいります。

※1 インフラ長寿命化行動計画に基づき、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画。個別施設計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築する。

※2 道路、ダム、海岸、港湾、公園、住宅。



2. 点検・修繕の実施状況、地方公共団体への支援等（P4～P6、P35～P55）

定期点検サイクルに基づき、施設点検を順調に実施しています。また、点検結果に応じて修繕等を実施していく必要がありますが、未完了・未着手の施設もあり、これらの施設に対して早急な措置を行う必要があります。

国土交通省では、国が管理する施設のインフラ老朽化対策に取り組むとともに、地方公共団体等がインフラ老朽化対策を適切に実施していくため、引き続き支援に取り組めます。

○ 詳細は、以下のホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_01_03.html

○ 本年6月18日に、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第2次の「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しました。インフラメンテナンスの取組を更に充実・深化させ、持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指してまいります。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_01_03.html

【お問い合わせ先】

総合政策局社会資本整備政策課 草野・水越（代表 03-5253-8111、FAX 03-5253-1548）
（直通 03-5253-8982、内線 24206・24284）